

# 『飲酒運転撲滅企業』宣言

宮坂建設工業株式会社は、本店、支店及び工事事務所における恒常的な交通安全活動を展開し、交通事故防止に努めているところである。しかし、北海道内においては

○ 昨年7月には、小樽市銭函で発生した歩行者4名の死傷ひき逃げ事故

○ 本年6月には、砂川市の国道交差点での車両同士の出会いがしら事故により、一方の車両に乗車していた家族5人が死傷した交通事故

などが発生し、そのいずれの交通事故も飲酒運転に起因する悲惨な重大交通事故であり、本来、平穩であるべき市民の生命と安全が脅かされている事態は極めて遺憾であり、私たちはこの事態をこのま看過することは出来ない。

このため、会社は、『飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない』との固い決意を持って飲酒運転の撲滅に率先して取り組む企業風土を築き、行政機関、団体及び市民と一丸となって飲酒運転のない安心して暮らせる社会を実現するために、ここに『飲酒運転撲滅企業』として宣言する。

## (会社の責務)

- 1 会社は、社業の用に供する車両の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、社員が業務上飲酒運転を行うことを防止するための必要な措置を講じるものとする。
- 2 会社は、前述1に定める措置を講ずると共に、行政機関等が実施する飲酒運転撲滅のための取組みに協力するよう努めるものとする。

## (社員の責務)

- 1 車両の運転を行う社員は、飲酒が車両の正常な運転を妨げ、重大な事故の原因となるものであることを強く自覚し、日常生活において、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 車両を運転する必要がある、又は必要となることが見込まれるときは、飲酒してはならない。
  - (2) アルコールが身体に及ぼす影響について正しく理解するように努め、飲酒したときは、その影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車両を運転してはならない。
  - (3) 常習飲酒、大量飲酒等の不適切な飲酒行動があるときは、飲酒運転を防止するため、問題飲酒行動の是正に努めること。
- 2 社員は、『飲酒運転はしない、させない、許さない』ことが道民共通の願いであり、責務であることを自覚し、家族又は知人が飲酒運転を行う恐れがあると認められるときは、これを防止するため 声かけ、確認、注意等必要な措置を講じるよう努めなければ成らない。

平成 27 年 7 月 1 日



宮坂建設工業株式会社  
代表取締役社長 宮坂寿文